

告示第 43 号

養護老人ホーム木曾寮の管理運営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 19 年 4 月 26 日

(木曾広域連合長名・印)

平成 19 年木曾広域連合規程第 9 号

養護老人ホーム木曾寮の管理運営に関する規程の一部を別紙のように改正する。

(別紙)

養護老人ホーム木曾寮の管理運営に関する規程の一部を改正する規程
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(災害防止対策)</p> <p>第 17 条 所長は、施設の災害防止と入所者の生命財産の安全を保つため、次の事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 防災計画及び避難計画を樹立し、所轄消防機関等と協議連絡し、非常災害等に備えて随時訓練を実施すること。</p> <p>(2) 消防用水利、消火器、非常口、警報その他防災設備を設け、常に点検完備を要すること。</p> <p>(3) 屋内配線、ボイラー煙突等の発火しやすい個所の定期又は随時点検を実施すること。</p>	<p>(災害防止対策)</p> <p>第 17 条 所長は、施設の災害防止と入所者の生命財産の安全を保つため、次の事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 防災計画及び避難計画を樹立し、所轄消防機関等と協議連絡し、非常災害等に備えて随時訓練を実施すること。</p> <p>(2) 消防用水利、消火器、非常口、警報その他防災設備を設け、常に点検完備を要すること。</p> <p>(3) 屋内配線、ボイラー煙突等の発火しやすい個所の定期又は随時点検を実施すること。</p>
<p>(記録と保存)</p> <p>第 18 条 所長は、入所者に対するサービス提供に関する記録簿を整備し、その完結の日から起算して 2 年間保存しなければならない。</p>	
<p>(その他)</p> <p>第 19 条 所長は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）に基づき、常に適切な処遇が行えるよう養護木曾寮運営の全般にわたる整備を行わなければならない。</p>	<p>(その他)</p> <p>第 18 条 所長は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）に基づき、常に適切な処遇が行えるよう養護木曾寮運営の全般にわたる整備を行わなければならない。</p>
<p>(補則)</p> <p>第 20 条 この規程に定めるもののほか、管理運営に関して必要な事項は所長が定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第 19 条 この規程に定めるもののほか、管理運営に関して必要な事項は所長が定める。</p>

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。